



三重県公報

令和7年2月4日（火）

第 588 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
71	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
72	同件	(同)	4
73	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水 産 振 興 課)	11
74	同件	(同)	11
75	同件	(同)	11
76	同件	(同)	12
77	同件	(同)	12
78	同件	(同)	12
79	同件	(同)	13
80	同件	(同)	13
81	同件	(同)	13
82	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	14
83	同件	(同)	14
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	15
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	15
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	15
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	15
	同件	(同)	16
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建 築 開 発 課)	16
	開発行為に関する工事の完了	(同)	16

告 示

三重県告示第 71 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

永井 三雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字上滑り坂 2804

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

片山 喜蔵

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字上滑り坂 2806 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

林 勉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字上滑り坂 2835 の 10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

行方 伸介

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字上滑り坂 2835 の 29

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

大洞 光雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字上滑り坂 2835 の 33、字経ヶ峯 2838 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

米増 久夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字経ヶ峯 2838 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

藤門 麗光

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字経ヶ峯 2840 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 72 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

岡 莊一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市育生町赤倉字サシ視 741

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

山口 寛吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市育生町赤倉字サシ視 741
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

山口 森男

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市育生町赤倉字サシ視 741
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

島田 秀雄

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市育生町赤倉字サシ視 741
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

島田 万治

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市育生町赤倉字サシ視 741

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

島田 吉一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市育生町赤倉字サシ視 741

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

泉 楠茂

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

今西 さき子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

北松 治郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

久保 富茂

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

田中 利直

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

田中 久雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

前川 宗治

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

1 通知することができない者の氏名

松本 誓一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

1 通知することができない者の氏名

山本 利男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 850

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 16

1 通知することができない者の氏名

山本 功美

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 849

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 17

1 通知することができない者の氏名

山本 壽

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 847 の 6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 18

1 通知することができない者の氏名

泉 きよ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 861

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字甫場谷 861（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 19

1 通知することができない者の氏名

久保 市三郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 859、860

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 73 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中 305	藤井 佐歳	木曽岬	伊曽島漁業協同組合
三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中 70	浅井 正一	木曽岬	伊曽島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県桑名市長島町白鷄字佐藤 1-1 伊曽島漁業協同組合

三重県告示第 74 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県度会郡大紀町錦 397-12	西村 宗伯	錦	三重外湾漁業協同組合
三重県度会郡大紀町錦 161-5	加藤 圭二	錦	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 75 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県北牟婁郡紀北町長島 1200-4	大倉 浩之	長島町	三重外湾漁業協同組合
三重県北牟婁郡紀北町長島 1147-3	長井 康仁	長島町	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 76 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県北牟婁郡紀北町引本浦 877-8	細川 幹生	海山	三重外湾漁業協同組合
三重県北牟婁郡紀北町島勝浦 392	脇 泰廣	海山	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 77 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県尾鷲市須賀利 227	西 長夫	須賀利	三重外湾漁業協同組合
三重県尾鷲市須賀利 295-15	世古 隆一	須賀利	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 78 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県尾鷲市中央町 9-26	中村 浩久	尾鷲	三重外湾漁業協同組合
三重県尾鷲市大字行野浦 187-5	岩崎 廣矢	尾鷲	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 79 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県尾鷲市三木浦町 273-20	三鬼 潤一郎	尾鷲南	三重外湾漁業協同組合
三重県尾鷲市梶賀町 277-3	榎本 隆文	尾鷲南	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 80 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県熊野市遊木町 31	濱中 一茂	熊野	熊野漁業協同組合
三重県熊野市二木島里町 55	山下 真次	熊野	熊野漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県熊野市遊木町 338-2 熊野漁業協同組合

三重県告示第 81 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県桑名市新矢田 1 丁目 54	辻 洋一	桑北	桑北漁業協同組合
三重県桑名市東正和台 1 丁目 10-5	佐藤 賢二	桑北	桑北漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 4 日から同月 18 日まで

(2) 縦覧場所

三重県桑名市矢田 99-1 桑北漁業協同組合

三重県告示第 82 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ四日市富田

四日市市西富田町字大宮田 249 ほか 2 筆

2 四日市市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 2 月 4 日から同年 3 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 83 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファムタウン四日市上海老ショッピングセンター

四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆

2 四日市市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 2 月 4 日から同年 3 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

川島土地改良区（四日市市川島町 5586 番地）

退任理事

四日市市川島町3046番地

山 中 勝 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 奴女里溜地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和 7 年 2 月 5 日から同年 3 月 6 日まで
- 縦覧の場所
いなべ市役所農林商工部農林整備課（いなべ市北勢町阿下喜 31 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 2 月 17 日まで
- 作業地域
桑名市大字東方

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 1 月 22 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 作業地域

度会郡南伊勢町伊勢路

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 12 月 31 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市川北二丁目

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

認 定 年 月 日	一敷地内認定建築物の認定	
	認 定 年 月 日	対 象 区 域
令和 7 年 1 月 24 日	昭和 48 年 10 月 25 日	伊勢市大湊町今田 362-1 ほか 24 筆

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 2 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 1 月 21 日	三重郡川越町大字高松字鵜之森 451-1 ほか 1 筆	鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社 T' S P L A N 代表取締役 伊藤 孝浩

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
